

令和2年3月31日

主文

本件審査請求を棄却する。

事実

第1 審査請求の趣旨

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求の趣旨は、後記第2の2記載の原処分取消しを求めるということである。

第2 事案の概要（本件審査請求に至る経緯）

以下の事実は、本件記録により明らかである。

- 1 医療法人 a 会（主たる事務所の所在地・〇〇区〇〇 〇-〇-〇 b ビル（以下「b ビル」という。）、理事長 A。以下「a 会」という。）は、健康保険及び厚生年金保険の適用事業所の事業主であるところ、平成〇年〇月〇日時点において、健康保険及び厚生年金保険の保険料、子ども・子育て拠出金合計〇〇〇〇万〇〇〇〇円（以下、これらを併せて「本件滞納保険料等」という。）を滞納していた。
- 2 健康保険法及び厚生年金保険法の規定により厚生労働大臣から健康保険料及び厚生年金保険料の滞納処分の権限に係る事務を受任している日本年金機構（以下「機構」という。）は、平成〇年〇月〇日、本件滞納保険料等を徴収するため、b ビルに所在する別紙 1（物件目録）記載の内視鏡装置（以下「本件内視鏡」という。）ほかの医療装置を差し押さえた（以下「本件差押え」といい、本件差押えのうち、健康保険料及び厚生年金保険料の徴収のために本件内視鏡を差し押さえた部分を「原処分」という。）。
- 3 請求人は、原処分の取消しを求めて、当審査会に審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨

（略）

理由

- 1 本件の原処分は、a 会を名宛人として

されたものであり、請求人に対してされたものではない。しかし、滞納処分としての差押処分がされた場合において、当該差押物が第三者の所有に属するときは、当該第三者は、滞納処分により当該差押物の所有権を失うこととなるから、当該差押処分の取消しを求めるとつき法律上の利益を有するというべきである。

2 そこで、本件内視鏡の所有権の帰属について検討すると、本件記録によれば、次の事実が認められる。

- (1) a 会は、b ビルで c 病院の名称で診療所を経営していたが、平成〇年〇月に、d 社から、本件内視鏡を購入してその代金を支払い、同年〇月〇日、b ビルでその引渡しを受けた。a 会は、以後、同所において本件内視鏡を占有使用していた。その後、医療法人 e 会（以下「e 会」という。）が同所での診療所経営を行うこととなり、e 会は「f 病院」の名称で診療所を経営したが、a 会の了解の下、同所に所在する本件内視鏡を占有使用していた。
- (2) 機構は、平成〇年〇月〇日に、b ビルにおいて、占有者である e 会の了解の下に本件内視鏡を差し押さえた（本件差押え）。なお、当時、本件内視鏡には、〇〇地方裁判所執行官による差押物件標目票（平成〇年〇月〇日付け）が貼付されていたため、機構は、執行官に問い合わせ、執行官から、当該執行事件は債権者の取下げにより終了しており、既に債務者である a 会に当該差押物件標目票の除去を指示済みであることの確認を得ている。
- (3) 他方、g 社（以下「g 社」という。）作成の請求人宛ての平成〇年〇月〇日付け注文請書、h 病院（以下「h 病院」という。）院長 B（以下「B」という。）作成の請求人宛ての同月〇日付けのリース契約書（以下「本件リース契約書」という。）、請求人作成の同月〇日付けのリース契約確認書があり、これらには、請求人が、平成〇年〇月に g 社から本件内視鏡を購入し、これを、

〇〇市〇〇 〇-〇-〇 〇〇〇〇〇
〇階のh病院で引渡しを受け、同所においてBにリースする旨が記載されている。これらの契約は、本件内視鏡を新品として購入しリースするというものであり、それに見合う値付けがされている。そして、本件リース契約書の「リース物件借受証」欄には、「上記の物件を瑕疵のないことを確認の上、…事業・業務の用に供するために確かに借受けました。」と印刷され、Bが押印している。しかし、g社が本件内視鏡を所有していたことを認めるに足りる資料はない。また、請求人は本件内視鏡の現物を直接確認していないし、他に、本件内視鏡がbビルからh病院に搬入され、同所に置かれたことを認めるに足りる資料もない。

- 3 以上によると、まず、g社が本件内視鏡装置を所有していたことを認めることはできないから、請求人が同社からこれを承継取得することはない。

次に、即時取得の有無について検討すると、請求人又はBがh病院において本件内視鏡の引渡しを受けた事実を認めることはできない。確かに本件リース契約書の「リース物件借受証」欄にはBの確認印があるが、本件リース契約が締結された平成〇年〇月の時点においては、本件内視鏡は、a会がこれを購入してから既に2年が経過している中古品であり、かつ差押物件標目票も貼付されているのであるから、このような状態の本件内視鏡を新品として瑕疵なく引渡しを受けたとするBの確認は、不自然であり信用することができない。また、請求人も本件内視鏡の現物を直接確認しておらず、他に、本件内視鏡がh病院に搬入されたことを認めるに足りる資料もない。したがって、g社・請求人間の本件内視鏡の売買契約については、目的物件の引渡しが行われたことを認めることができず、請求人がこれを即時取得したということはいえない。

- 4 以上によれば、本件内視鏡が請求人の

所有に属することを認めることはできず、請求人の審査請求は理由がないというべきである。

よって、主文のとおり裁決する。